

## 市長所信表明（平成30年3月）

おはようございます。

本日、平成30年3月吉野川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御出席を賜りありがとうございます。

定例会に臨みまして、当面する諸課題への取り組み状況と今後の市政運営に対します所信の一端を申し上げますとともに、提出議案の御説明をさせていただき、議員各位はじめ市民の皆様方の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

はじめに、「高越こども園・高越小学校」について申し上げます。

平成28年7月に着工いたしました高越こども園・高越小学校の新築工事が無事完了し、3月28日にいよいよ落成式を迎える運びとなりました。

工事関係者の方々の御努力や、保護者や地元の皆様をはじめ、御理解・御協力いただいた全ての方に深く感謝し、心よりお礼申し上げます。

4月には開校式が執り行われ、高越こども園・高越小学校は、0歳から12歳までの一貫した保育・教育を可能とする施設となります。未来を担う子どもたちが、ここで学び、たくましく、健やかに成長することを切に願っています。

次に、「吉野川市リバーサイドハーフマラソン大会」について申し上げます。

来月3月11日に開催されます、第17回吉野川市<sup>かわうちゅうぎ</sup>リバーサイドハーフマラソンに、「最強市民ランナー」で知られる川内優輝さんが招待選手として御参加いただくことになっております。

徳島へは、2014年のとくしまマラソン以来2回目ということで、今回、再び全国トップレベルの走りを間近で見ることが出来る絶好の機会であります。大会当日は、是非多くの皆さんに沿道へお

越しいただき、熱い声援で大会を盛り上げていただくようお願いいたします。

なお、大会前日の3月10日には、川内選手による小中学生を対象とした講演会を予定しております。マラソンのみならずスポーツの楽しさを伝えていただき、子どもたちの未来への糧となることを期待するものであります。

それでは、最近の市政の動きについて、申し上げます。

まず、「中心市街地活性化の推進」について申し上げます。

「都市再生整備計画」に基づき事業を進めております旧麻植協同病院跡につきまして、JA厚生連による病院本館等の解体工事は、現時点でほぼ完了しております。本議会での議決後、速やかに用地の取得を進め、平成30年度には施設の建設に着手いたします。

施設の概要につきましては、アリーナ棟にメインアリーナとサブアリーナを設けるとともに、トレーニング室等も配置し、健康・スポーツ機能の充実強化を促進します。また、アリーナに併設する交流センター棟には、地域交流センター、図書館、子育て支援センターを複合した文化・芸術・情報の交流拠点としての機能を設けます。

両施設の一体的な整備により、相乗効果を高め、まちの活性化に繋がる「新たなにぎわいの拠点」として、平成31年度中の完成を目指してまいります。

次に、「鴨島東部地区認定こども園の進捗状況」について申し上げます。

昨年6月に着工した、建設用地等の造成工事については、舗装工事を除き完了しました。国道と県道の交差点につきましては、変更させていただいた新しい通行経路にて、すでに御協力をいただいているところであります。

また、園舎新築工事については、昨年、業務受託事業者として選定した株式会社姫野組と、12月議会承認後、正式に契約を締結いたしました。

そして去る1月15日には、牛島<sup>うしじま</sup>幼稚園・小学校の保護者、近隣住民、関係者の皆様に工事説明会を実施し、同月22日に起工式を執り行いました。

来年1月末には、園舎の本体工事が竣工します。その後、駐車場や進入路等の舗装工事を行い、平成31年4月の開園の運びとなる予定です。その間、子どもたちの安全を第一に心がけて工事を進めてまいります。

次に、「鴨島中央部認定こども園整備事業」について申し上げます。

「吉野川市幼保再編計画」と「吉野川市子ども・子育て支援事業計画」をもとに、鴨島中央部地区の公立幼稚園2か所、私立保育所1か所を再編した民間事業者による整備計画を進めており、平成32年4月の開園を目指しております。

現在の私立鴨島中央保育園敷地内に新築する、この園の開園をもって、市内全域における認定こども園の整備が整い、幼保再編計画の完了となります。

今後とも、就学前の子どもに対する教育・保育及び保護者に対する子育て支援の充実に努めてまいります。

以下、当面の市政運営に関して申し上げます。

1点目は、「子育てに優しいまちづくり」についてであります。

まず、「特定不妊治療」についてであります。

結婚後、妊娠を希望されても叶わない御夫婦には、早期に専門医療機関を受診することが重要であります。

体外受精<sup>たいがいじゅせい</sup>や顕微授精<sup>けんびじゅせい</sup>を行う「特定不妊治療」は、保険適応外となり、1回の治療に高額な費用を要するため、身体的、精神的負担に加え、経済的負担が大きいのが現状であります。

そこで、徳島県が実施している「このとり応援事業（特定不妊治療費用助成事業）」に上乗せする形で、市が治療費用の助成を行い、希望が叶い、安心して、妊娠、出産、子育てができるよう支援してまいりたいと考えております。

次に、「新生児聴覚検査」についてであります。

新生児聴覚検査とは、赤ちゃんの聴覚に異常がないかを早期に発見するための検査で、生まれつき、両側の耳の聞こえに異常があるお子さんは、1,000人に1～2人とされています。

この検査により、聴覚の異常を早期に発見し適切な治療を行うことで、言葉の発達への大きな効果が期待できるものと考えております。

聴覚検査の精度管理、費用負担の統一、事務事業の一元化などについて環境が整ったことから、平成30年度より県内広域医療機関において実施し、乳幼児の早期の療育と成長発達を支援してまいります。

2点目は、「健康で福祉に温かいまちづくり」についてであります。

まず、「第7期介護保険事業計画策定」についてであります。

介護保険は、制度創設以来、高齢者を支える社会保障制度として、着実に役割を果たしてきましたが、年々増加を続ける給付費や多様化するニーズを背景に、様々な課題に取り組むことが求められています。このことから、平成30年度から始まる第7期介護保険事業計画では、「住み慣れた地域で支え合い、自分らしい生活が送れるまちづくり・地域包括支援システムの構築」を基本理念として、計画を策定をいたしました。

また、この第7期計画の策定に合わせ、65歳以上の方・1号被保険者の介護保険料の見直しも行ってあります。これまで、介護予防事業や介護給付適正化事業などを推進してまいりましたが、高齢化の進行に伴う介護サービス利用の増加が見込まれるとともに、介護報酬の改定や負担率の上昇により、保険料の増額は避けられない状況となっております。

介護保険料は、安定した介護サービス提供体制を維持するために必要な原資でありますので、被保険者の皆様には御理解をいただきますようお願いいたします。

次に、「国民健康保険の広域化」についてであります。

国民健康保険については、持続可能な社会保障制度とするため、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営を行うとともに、効率的な事業を実施し、国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図ります。

なお、市においては、住民と身近な関係にあることから、資格管理や保険給付、保険税の賦課・徴収、保健事業など、地域におけるきめ細やかな事業を、今までどおり引き続き行います。

また、平成30年度の国民健康保険税に関しましては、国及び県の補助及び交付金等の活用により、事業納付金の抑制が図られたため、現行の税率に据え置きたいと考えております。

今後、保険給付費の動向などにより、見直しの必要が生じる場合もあると予想されるため、県及び関係機関等との連携をさらに密にして、国保制度の効率的かつ安定的な運営に努めてまいりたいと考えております。

3点目は、「教育に強いまちづくり」についてであります。

まず、「総合型地域スポーツクラブ設立準備」についてであります。

これまで日本のスポーツといえば、企業や学校といった小集団で勝利を過剰に求める、どちらかと言えば地域に閉ざされたスポーツでありました。このため、全ての人々がスポーツを楽しみ、感動を分かち合い、支え合う社会を目指す組織づくりが求められています。

このことに鑑み、麻植共同病院跡地に建設されるアリーナを拠点とする、地域住民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブの設立準備を進めているところであります。

スポーツクラブでは、子どもの体力向上、高齢者の健康づくり、障がい者スポーツの普及などを図るとともに、市民が分け隔て無くスポーツに親しむことで、心のバリアフリーや共生社会の実現を目指してまいります。

クラブ設立に向け、関係団体や市民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「第2期吉野川市教育振興計画策定業務」等についてであります。

本市では、平成21年に策定した「吉野川市教育振興計画」に基づき、教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進しております。この計画が平成30年度に最終年を迎えることから、新たに第2期となる計画を策定いたします。

策定にあたっては、これまでの施策・事業の進捗状況や成果を踏まえるとともに、人口減少・少子化の進行、グローバル化の進展や、地域・家庭の状況の変化など、教育環境を取り巻く諸課題を把握し、今後、本市が目指す教育の姿、それを実現するための施策の展開を具体的かつ体系的に明らかにする計画としたいと考えております。

この他、同様に「吉野川市男女共同参画基本計画」も計画期間が終了することから、「女性活躍推進法」が定める「女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画」を包括する新たな計画として、「第3次基本計画」を策定いたします。

4点目は、「若い世代に魅力あるまちづくり」についてであります。

まず、「オリジナル婚姻・出生届及び記念撮影事業」についてであります。

本市では現在、婚姻届、出生届などの提出の際、希望者に記念撮影を行い、写真データにメッセージカードを添えて本人のパソコン等に送信し、記念としていただくサービスを実施しております。

さらに、来年度は、吉野川市が誇るべき国の伝統工芸品に指定されている阿波和紙を活用し、新たに市オリジナルの婚姻届・出生届を作成いたします。

作成にあたりましては、市民や若手職員等からの意見も取り入れ、結婚・子育て世代の方にとって手元に残る一生の記念品となるものにしてまいります。

用紙の和紙については、阿波和紙のPR、地域資源としての再認識、本市のイメージ向上に寄与するものと考えております。

また、オリジナル届出作成と同時に、記念撮影の際に使用しております背景として本事業専用のスクリーンを作成いたします。デザインにつきましては、市民のニーズを考慮するとともに、より「市全体でお祝いする」雰囲気<sup>かも</sup>を醸し出せるものにし、吉野川市のイメージアップに繋げてまいります。

次に、「中央美化センター跡地多目的運動場整備事業」についてであります。

使用を中止している鴨島運動場の代替え施設として、中央美化センター跡地に整備を計画しております多目的運動場につきましては、既に用地取得を完了させ、平成31年4月供用開始に向け、平成30年度に建設工事を計画しております。

施設の概要といたしましては、一般用のサッカーフィールド1面分の広さにロングパイルの人工芝を敷設し、その周囲にはウォーキングが可能な遊歩道エリアなども設ける計画であります。

完成後には、天候に影響されにくい屋外運動施設が確保され、市民の体力向上や地域スポーツの振興が図られるとともに、各スポーツの大会を誘致することで、交流人口の増加に繋がることを期待するものであります。

次に、「徳島ヴォルティスホームタウン事業」についてであります。

本市では、昨年から徳島ヴォルティスホームタウン事業を行っており、昨日から始まりましたJリーグ2018シーズンの吉野川市民デーは、6月10日・日曜日・午後4時キックオフ、FC町田ゼルビア戦に決定いたしました。当日は、数多くの市民の皆様、鳴門ポカリスエットスタジアムへお越しいただきますようお願いいたします。

今年も、ホームタウンとして、徳島ヴォルティスを強くサポートするとともに、市民デー等を通して本市の魅力を全国に発信してまいりますので、引き続き市民の皆様の熱い応援と御協力をお願いいたします。

次に、「広報よしのがわ」の全ページフルカラー化についてであります。

「広報よしのがわ」については、毎月第二水曜日に、市の行政情報などを掲載して発行しておりますが、平成30年6月号より、全ページをフルカラーに刷新します。

フルカラー化にすることで、本市の四季折々の魅力を「わかりやすく」発信するとともに、ページ数についても4ページの拡大を図り、文字などを大きくすることで、高齢者等にも配慮のある、これまでより読みやすい広報誌といたします。

また、企業等からの広告掲載枠も拡大して、市内経済の活性化にも繋がりたいと考えています。

さらに、市民の皆様に御参加いただける新コーナーなども検討し、どの世代の方にも親しんでいただける「広報よしのがわ」を目指し、本市の魅力発信力強化に努めます。

5点目は、「地域の個性を生かしたまちづくり」についてであります。

まず、「美郷梅酒まつりテレビ企画事業」についてであります。

美郷地区では、現在5軒の酒蔵がこだわりの梅酒づくりに取り組んでおり、毎年11月最終土日に開催している「美郷梅酒まつり」は、3,500人が訪れる一大イベントとなっております。

今年は、10回目の節目の特別企画として、四国放送テレビと連携した「美郷梅酒まつり」を開催いたします。

具体的には、四国放送・梅山茜アナウンサーに美郷を取材していただき、夕方ワイド番組「ゴジカル！」で年間特集として定期的に情報発信をしていただきます。



また、梅酒まつり当日には、梅山アナウンサーが実際に造った梅酒の試飲会を開催するなど、地元テレビ局を通じて、県内の多くの方々に梅酒の美味しさはもとより、美郷の魅力を再認識していただけるよう、観光地としての情報発信に取り組んでまいります。

次に、「移住支援事業」についてであります。

本市への移住を希望する方に対しての相談、行政では目の届かないところまでのきめ細かな支援、そして地域との架け橋となる移住コーディネーターを今年度育成してまいりました。

平成30年度におきましては、コーディネーターの所属する組織に対し、移住支援業務の委託を行い、地域と連携しながら移住支援、移住促進を図り、本市へ安心して移り住むことができる環境づくり、定住できる体制づくりを進めてまいります。

次に、「藍の日本遺産登録」についてであります。

阿波藍は、江戸時代から400年にわたり、その伝統が受け継がれ、現在の徳島を語るうえで歴史的・文化的に欠かすことのできない歴史文化遺産であります。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックの公式エンブレムに藍色が採用され、阿波藍がジャパングルーとして注目を浴びる中、吉野川市を含む県内9市町（徳島市、吉野川市、阿波市、美馬市、石井町、北島町、藍住町、板野町、上板町）は、阿波藍に関するストーリーの「日本遺産」登録に向けて、この2月に申請いたしました。

本市においては、市内の藍屋敷等の文化遺産を申請し、地域の魅力や活性化がなされるよう、地域資源としての阿波藍の価値の再認識と情報発信をすることにより、今も唯一無二の阿波藍を産出する徳島を強くアピールし、国内はもとより海外の人々も訪れてみたいと思える地域の創造を目指します。

6点目は、「安心・安全なまちづくり」についてであります。

まず、「消防防災活動拠点事業」についてであります。

大規模災害時に、市民の皆様いち早く、災害支援物資を届ける物流拠点の整備を行うため、本年度、山川町春日地区の県道3号線沿いに、2,640㎡の建設用地を取得いたしました。

災害時には、大型トラックやフォークリフトでの荷物の受け入れが可能となる施設として、また、通常時には消防操法訓練が可能な市消防団の団員育成施設、自主防災組織の担い手養成施設として利用できる「消防防災活動センター（仮称）」の整備に向け、平成30年度は、施設の基本計画を作成してまいります。

次に、「福祉避難所訓練事業」についてであります。

平成28年4月に発生しました熊本地震では、家屋の倒壊、土砂崩れや道路崩壊などにより、甚大な被害がもたらされ、福祉避難所の重要性が再認識されたところであります。

南海トラフ地震等の大規模災害の発生直後には、施設の職員等がすぐに駆けつけることができない事態も予想されます。

このため、平成30年度からの2か年で、事業所の職員や地域住民、行政等が連携・協力した福祉避難所運営訓練を実施し、その取り組みの中で出てきた課題などを踏まえ、災害発生時に地域が一体となって円滑な運営ができる体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

次に、「消費者安全確保地域協議会の設立」についてであります。

近年、高齢者等を中心に消費者トラブルが増加、悪質化・深刻化していることから、相談体制の整備に加え、さらなる取り組みとして、消費生活上特に配慮を要する消費者に対して、地域で高齢者等を見守るための組織づくりが求められています。

このことから、ひとり暮らしの高齢者や障がい者の方を、消費者被害から守ることを目的に、去る2月23日に「吉野川市消費者安全確保地域協議会」いわゆる消費者見守りネットワークを設立いたしました。

本協議会は、福祉関係・自治会・警察等で構成しており、それぞれの団体や個人が業務や生活の中で、見守りが必要な方の小さな異変にも気付いていただき、情報を協議会内で共有し消費生活センタ

一への相談に繋げるものであります。

さらに、状況に応じて警察とも連携を図りながら、消費者被害を防止、あるいは、最小限に食い止め、高齢者や障がい者の安心安全の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「ため池の防災・減災対策」についてであります。

市内には、貯水量1,000立方メートル以上のため池が18か所あり、大雨や地震などで被災した場合、下流域に居住する住民や農地等への被害が想定されます。

市といたしましては、防災・減災の対策上、緊急性の高いものから、ため池の整備を進めたいと考えております。

平成30年度におきましては、老朽化により水位の調節機能が十分でない鴨島町飯尾地区の「昭和池」について整備に着手するとともに、川島町山田地区の「塚池」につきましては、事業費の4分の1を市が負担し、県営事業によって整備していただくこととしております。

さらに、ため池の整備に加え、平成27年度から28年度に国の補助で12か所のため池について作成・公表した、「ため池ハザードマップ」は、補助基準が変更されたことから、鴨島町山路の2か所が対象になったため追加整備を行い、さらなる防災・減災対策に役立ててまいります。

7点目は、「効率的に行政運営をするまちづくり」についてであります。

まず、「一般廃棄物処理基本計画」についてであります。

本市における「ごみ処理計画」及び「生活排水処理計画」に関し、法律及び条例に基づき策定する「一般廃棄物処理基本計画」について、今年度改定作業を行っております。

今回の改定は、特に「中間処理施設」の処理方法について見直しを行い、従来の広域処理にとらわれず、単独処理も視野に入れた比較検討を実施いたしました。その結果、「浄化槽汚泥等」は市内で稼働中の下水道施設を有効活用した単独処理へ方向転換し、準備を進める方針を決定したところであります。

「ごみ処理施設」についても、生活排水処理と同様に単独・広域での比較検討を行っておりますが、現在のところ中央広域環境施設組合の新施設計画が不透明であることから、今後の動向を注視し、その判断を行う内容となっております。

また、休止施設の「鴨島環境センター」の解体につきましても新年度予算にて工事費を計上し、早急に対応してまいります。

次に、「ごみ分別促進アプリ導入」についてであります。

「一般廃棄物処理基本計画」の中の基本理念では、循環型社会の形成並びに、市・事業者及び市民の協働による、さらなる4Rの推進を掲げており、資源ごみの分別収集の徹底を図るために、ごみ収集カレンダーと分別ガイドブックにより、市民の皆様に分かり易い周知を図っております。

さらに、平成30年度からは、従来の紙ベースによる周知に加え、新たに最近のスマートフォン普及事情を鑑み、「ごみ分別促進アプリ」を導入することといたしました。

特に若い世代への普及を図ることにより、一層のごみの分別と資源化の推進に繋げてまいります。

次に、「新水道ビジョンの策定」についてであります。

水道ビジョンは、人口減少による事業の非効率化や施設の老朽化の進展など、水道を取り巻く時代や環境の変化に対応するため、10年ごとの見直しを行っております。

本市においては、平成30年度に最終年を迎えることから、現在、策定中である送配水管などの水道事業基本計画を基に、「安全」・「強靱」・「持続」の観点からの課題抽出や推進方策を具体的に示し、50年、100年先の水道の理想像を踏まえた、実効性の高い新水道ビジョンの策定を目指してまいります。

次に、「下水道事業の地方公営企業法への法適用化」についてであります。

下水道事業については、長期的収支の見直しや下水道使用料の適正化など、今後の経営安定化に向け、平成27年度より法適用化によ

る公営企業会計への移行に取り組んでおります。

現在、固定資産台帳システムの構築を終え、平成30年度には、経営戦略策定審議委員会を設立し、将来にわたって安定的に下水道サービスの提供を持続していくための、中長期的な基本計画である「経営戦略」を策定し、より一層経営の健全化に努めてまいります。

次に、今定例会に提出いたしております案件につきまして、概要を御説明申し上げます。

今議会に提出しております案件は、「専決処分」の報告案件が2件、条例の制定1件、廃止1件、一部改正17件の条例に関する案件が19件、一般会計（第6号）及び特別会計等の「平成29年度補正予算」に関する案件が6件、「平成30年度当初予算」に関する案件が8件、市道路線の認定（6路線）に関する案件が1件、「都市再生整備事業による多目的アリーナの建設に伴う財産の取得」に係る案件が1件の計37件でございます。

まず、報第1号は

平成29年4月20日に川島町において発生した玉突き衝突について、平成29年6月議会及び12月議会において、それぞれの相手方の車両の修理費用に係る和解について報告したところですが、今回は先頭車両の相手方の治療費等について損害賠償額187,264円で和解することについて報告するものです。

次に、報第2号は

平成29年10月23日、市役所駐車場において、市有車両が後退した際に、停車していた相手方車両に接触し、当該相手方車両を損傷させたもので、損害賠償額は294,084円であります。

次に、

議第1号から議第19号までは、「条例関係議案」です。

議第1号「吉野川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」は、介護保険法の改正により、指定居宅介護支援事業者の指定等の事務を市が行うこととなったため、当該事業の運営基準等について必要な事項を定めるものです。

議第2号「市立学校設置条例の一部改正」については、川田・美郷地区の小学校、幼保の再編による高越小学校・こども園の設置等に伴い、所要の改正を行うものです。

議第3号「市立中学校寄宿舎条例の廃止」については、学校再編による美郷中学校の廃止に伴い蛍雪寮を廃止し、また現在休寮中の山川中学校・高越寮も併せて廃止することに伴い、寄宿舎の設置条例を廃止するものです。

**議第4号**「市立幼稚園保育料等徴収条例の一部改正」については、山瀬幼稚園の閉園に伴う所要の改正を行うものです。

**議第5号**「保育所条例の一部改正」については、山川南・山川中の各保育所の閉所等に伴う所要の改正を行うものです。

**議第6号**「公会堂条例の一部改正」については、川島町のとびがす鳶ヶ巣公会堂の廃止に伴う所要の改正を行うものです。

**議第7号**「国民健康保険条例の一部改正」については、国民健康保険法及び同施行令の改正により、国民健康保険の運営主体が県となることに伴い、市の運営協議会の名称変更等、所要の改正を行うものです。

**議第8号**「国民健康保険税条例の一部改正」については、地方税法の改正に伴う課税額・低所得者軽減の算定方法の変更について、所要の改正を行うものです。

**議第9号**「介護保険条例の一部改正」については、第7期介護保険計画（平成30年度から平成32年度まで）における介護保険料の水準を定めるとともに、介護保険料の減免要件を追加する等の所要の改正を行うものです。

**議第10号**「災害による市税の減免に関する条例の一部改正」については、農地災害補償法の一部改正等に伴う所要の整理を行うものです。

**議第11号**「後期高齢者医療に関する条例の一部改正」については、高齢者の医療の確保に関する法律等の一部改正に伴う所要の改正を行うものです。

**議第12号**「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正」及び

**議第13号**「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正」については、それぞれの事業の運営等に関する基準について、省令に定められた基準に合わせた改正を行うものです。

議第14号「道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部改正」については、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部改正により、条例で引用している標識の番号にずれが生じたため、所要の整理を行うものです。

議第15号「認定こども園条例の一部改正」については、高越こども園の開園等による所要の改正を行うものです。

議第16号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」、

議第17号「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び

議第18号「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正については、それぞれの事業の運営等に関する基準について、省令に定められた基準に合わせた改正を行うものです。

議第19号「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正」については、指定介護予防支援等の事業に係る運営等に関する基準について、省令に定められた基準に合わせた改正を行うものです。

次に、議第20号から議第25号までは、  
「平成29年度補正予算案」です。

議第20号「一般会計・補正予算（第6号）」は、各事業における実績に伴う不用額・不足額を調整する一方、小学校トイレ（西麻植小・知恵島小・学島小）の洋式化事業の前倒しによる追加、及び財政調整基金・減債基金への積立金などの追加により、3億7,619万7千円を増額し、補正後の予算総額を、231億4,774万4千円とするものです。

議第21号から議第25号は、  
「国民健康保険・特別会計」、「後期高齢者医療・特別会計」、「介護保険・特別会計」、「公共下水道事業・特別会計」、  
「特定環境保全・公共下水道事業・特別会計」の5つの特別会計について、事業費の確定等により、所要の補正を行うものです。



次に、議第26号から議第33号までは、  
「平成30年度当初予算案」です。

議第26号「一般会計予算」につきましては、予算額、231億6,600万円で、前年度比 9億5,500万円（4.3%）の増となっています。

これは、都市再生整備事業、鴨島東部地区認定こども園整備事業、鴨島中央部地区認定こども園整備事業、徳島中央広域連合西消防署整備事業、中央美化センター跡地多目的運動場整備事業など、各施設・設備の整備などの増額予算がある一方、高越小学校・こども園整備事業などの減額予算によるものです。

議第27号から議第32号は、  
「国民健康保険・特別会計予算」、「後期高齢者医療・特別会計予算」、「介護保険・特別会計予算」、「公共下水道事業・特別会計予算」、「特定環境保全・公共下水道事業・特別会計予算」、「農業集落排水事業・特別会計予算」の6つの特別会計について、それぞれの事業費の当初予算について、所要の計上を行っております。

議第33号「水道事業会計予算」は、安全・安心な水を供給するための経費として、収益的支出で、6億3,371万1千円、資本的支出で、8億42万3千円を計上しています。

議第34号は、「<sup>きらいくわのうち</sup>喜来桑ノ内6号線」ほか5線の市道路線の認定を行うものです。

最後に、議第35号「財産の取得」につきましては、都市再生整備事業による多目的アリーナの建設用地であります旧麻植協同病院の跡地の土地及び建物を5億2,104万6,000円で、徳島県厚生農業協同組合連合会から取得することについて議決を求めるものであります。

以上、概略の説明を申し上げましたが、十分御審議の上、原案どおり御賛同くださいますようお願い申し上げます。